

津山まちなかカレッジ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「津山まちなかカレッジ業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 津山まちなかカレッジ運営業務委託
- (2) 業務内容 「津山まちなかカレッジ運営業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に掲げる業務
- (3) 業務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
なお、業務期間終了後も令和7年度末まで委託を継続する場合があります。契約延長の場合は、契約期間満了となる1ヶ月前までに契約の更新について決定します。

3. 見積上限額

12,000,000円(消費税額及び地方消費税額含む)

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

令和5年	8月28日(月)		: 公募開始(ホームページ)
令和5年	9月1日(金)	17時	: 質問提出〆切
令和5年	9月4日(月)		: 質問回答予定(ホームページ)
令和5年	9月11日(月)	17時	: 参加申込〆切
令和5年	9月13日(水)		: 参加資格審査通知送付
令和5年	9月25日(月)		: 企画提案書等の提出締切
令和5年	9月29日(金)		: 第2次審査(プレゼンテーション審査)
令和5年	10月2日(月)		: 審査結果の通知

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年施行令第16号)第167条の4第1項に規定す

- る者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (5) 国税及び岡山県税並びに津山市税を滞納している者でないこと。
 - (6) 岡山県内に、契約締結権を有する本社、支社、事業所、営業所等を有し、令和4年4月1日以降に、企業等の職員を対象とした研修の業務実績、就労支援に関する業務実績を有すること。

7. 質問・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書により、ファクシミリで提出すること。ファクシミリ以外の方法による質問は受付しない。
- (2) 提出期限 令和5年9月1日（金） 17時まで（必着）
- (3) 提出場所 つやま産業支援センター（津山市産業経済部みらい産業課）のファクシミリ
FAX番号（0868）24-0881
- (4) 回答方法 つやま産業支援センターのホームページにて公表
アドレス：<http://www.tsuyama-biz.jp/>
- (5) 回答日時 令和5年9月4日（月） 予定

8. 参加申込・参加承認

- (1) 提出書類
本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）

イ 法人等概要（様式第2号）

（法人の概要がわかるパンフレットを添付してください）

ウ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

エ 法人の国税の納税証明書の写し

(発行日は、本提出日から起算して3月以内のものに限る。)

オ 法人の岡山県税の納税証明書の写し

(発行日は、本提出日から起算して3月以内のものに限る。)

カ 法人の津山市発行の市税等納税証明書の写し

(発行日は、本提出日から起算して3月以内のものに限る。津山市に課税がある場合のみ。)

キ 登記事項証明書(現在事項証明)の写し

(発行日は、本提出日から起算して3月以内のものに限る。)

ク 財務諸表の写し(直近決算のもの)

ケ 事業実績書(様式第4号)

事業者が令和4年4月1日以降に企業等の職員を対象とした研修業務の実績、就労支援に関する業務実績を具体的に記載すること。

コ 許認可関係の証明書の写し

提案内容に関係するものがある場合。

- (2) 提出期間 令和5年9月11日(月) 17時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。
- (4) 提出場所 つやま産業支援センター(津山市産業経済部みらい産業課)
〒708-0004 岡山県津山市山北6-6-3 津山市役所東庁舎1階
TEL(0868)24-0740 FAX(0868)24-0881
- (5) 参加承認 メール及び郵送にて、令和5年9月13日(水)に参加の可否を送付する。

9. 説明会

説明会は開催しない。

10. 企画提案書の提出

参加資格を得た者は、企画提案書提出届(様式第5号)、企画提案書(様式第6号)、年間研修スケジュール表、経費見積書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年9月25日(月) 17時まで(必着)
- (2) 提出方法
持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。
- (3) 提出部数
7部(正本1部、副本6部)

- (4) 提出場所 つやま産業支援センター（津山市産業経済部みらい産業課）
〒708-0004 岡山県津山市山北6 6 3 津山市役所東庁舎1階
TEL (0868) 24-0740 FAX (0868) 24-0881

11. 審査方法

本プロポーザルの審査は以下のとおり行う。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を別紙「審査基準」に基づき、審査を行う。

審査の結果、上位3者を第2次審査の対象者とする。対象者には、結果及びプレゼンテーション実施について書面で通知する。

第2次審査の対象とならなかった者に対しては、結果を書面で通知する。

ただし、プロポーザルの提案者が3者に満たない場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を提出書類の審査及びプレゼンテーション等による審査を実施する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対して、企画提案についてプレゼンテーション等を実施し、「審査基準」に基づき審査し、最優秀提案者を特定する。

申込者が1事業者以内の場合にあっても、第2次審査を実施し審査を行うものとし、評価得点の合計が最低基準（満点（「100点×評価者数」）の6割）以上であるときは最優秀提案者とする。

(2)-1 2次審査について

①実施日時・場所

日時：令和5年9月29日（金）（時間については、後日通知する。）

場所：津山市役所東庁内 岡山県津山市山北6 6 3

②発表時間

プレゼンテーションは15分以内、質疑応答は20分程度とする。

③出席者

1社3人を上限とする。

④その他

使用機材：会場には、パソコン、プロジェクター及びスクリーンは準備するが、その他の機材は各者で準備すること。

12. 審査基準及び配点

本プロポーザルは別表の審査基準に基づき審査する。

13. 審査結果

第2次審査の結果については、以下のとおり第2次審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法 第2次審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期 令和5年10月2日(月) 予定

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

14. 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、手続きを行う。なお、協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

契約日は令和6年4月1日とするが、令和6年度津山市当初予算の議決を前提とする。

(1) 仕様等の確定について

契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様反映させることができるものとする。

15. 情報公開

第2次審査の結果については、つやま産業支援センターホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 業務名

(2) 最優秀提案者名(最優秀提案者以外の者は仮名で公表する)

(3) 評価順位及び点数

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定(開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの)に基づき開示しないものとする。

16. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

17. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成所の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーションを欠席した場合

カ 見積上限額を超えた見積の場合

キ 審査基準で設定する、最低基準点（満点（「100点×評価者数」）の6割）を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、センターが必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 2次審査において最優秀者の評点が同点の場合においては、後日、くじ引きにより候補者を選定する。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18. 問合せ先

つやま産業支援センター（津山市役所産業経済部みらい産業課）

〒708-0004 岡山県津山市山北6 6 3 津山市役所東庁舎1階

TEL (0868) 24-0740 FAX (0868) 24-0881

担当者：手島・杉山・仁木

別表 評価項目

評価項目		配点
①企画提案力	・本業務に対する基本的考え方が具体的かつ適切であり、業務の理解度が十分であるか	10
	・企画提案内容は、地域の産業・経済及び街づくりを支える人材の育成と交流、就業支援、生涯学習の応援を行う、実践的で多様なプログラムを提供する「学びのプラットフォーム」の目的を達成するのに有効か	15
	・地域企業が求める人材に応じた研修内容となっているか ・受講者が就労に結びつく取り組み内容となっているか ・創意工夫のある企画があるか ・企画に沿った講師選定であるか	15
②業務執行能力	・業務の実施に当たって、経営規模は妥当であるか ・過去の実績から、本事業に対する企画・運営能力、知識や経験が豊富であると認められるか	15
	・スタッフの配置等、業務の実施体制は十分に整っているか	15
	・業務の実施スケジュールに妥当性が認められるか ・SNS等の広報に関する運用実績があるか ・市内の事業者とつながりがあり、効果的な連携講座の実施に期待できるか	15
③見積金額	・見積金額が妥当であるか	15
合 計		100

③の採点方法

3.見積上限額に記載した提案上限額により、「経費見積書」に記載された見積金額の評価を行う。見積金額の採点にあたっては、【算出方法③】の計算式により価格点を算出する。

【算出方法③】

$$\text{「③」} = 15 - \left[\frac{(\text{提案価格} - \text{提案上限額の}80\%)}{(\text{提案上限額} - \text{提案上限額の}80\%)} \right] \times 15 \text{点}$$

※1 小数点以下第2位を四捨五入

※2 見積価格が見積上限額の80%以下の場合は、一律、15点とする。

※3 見積価格については、必要に応じて、価格調査を行う。